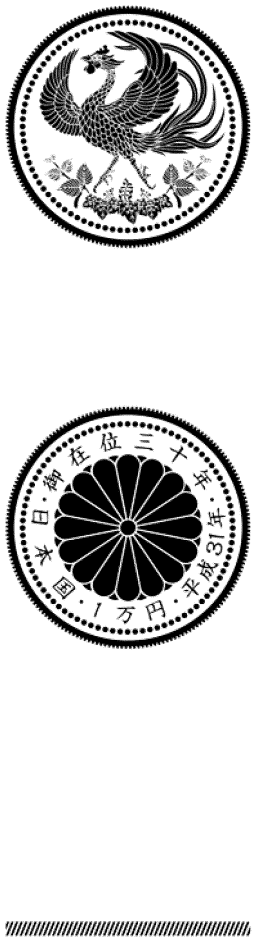
別表第一に次の一号を加える。

五十二　一万円の貨幣のうち天皇陛下御在位三十年を記念するため発行するもの	素材	金	五百万枚
	品位	純金	
	量目	二十グラム	
	形式		
	直径	二十八ミリメートル	

別表第三中第四十四号を第四十五号とし、第十九号から第四十三号までを一号ずつ繰り下げ、第十八号の次に次の一号を加える。

十九　天皇陛下御在位三十年を記念するため発行する五百円の記念貨幣	素材	金	五万枚
	品位	純金	
	量目	二十グラム	
	形式		
	直径	二十八ミリメートル	

別表第三に次の一号を加える。

四十六　天皇陛下御在位三十年を記念するため発行する一万円の記念貨幣	素材	金	十二万七千七百七十八円
	品位	純金	
	量目	二十グラム	
	形式		
	直径	二十八ミリメートル	

別表第四に次のように加える。

三十五　天皇陛下御在位三十年を記念するため発行する一万円の記念貨幣であつて、その素材に金を含むもののうちその製造に要する費用が一万円を超え、かつ、特殊な技術を用いて製造し表面に光沢を持たせたもので、一枚を容器に入れたもの	素材	金	十二万七千七百七十八円
	品位	純金	
	量目	二十グラム	
	形式		
	直径	二十八ミリメートル	
三十六　次に掲げる貨幣で、それぞれ一枚を容器に組み入れたもの			十二万九千六百三十円
イ　天皇陛下御在位三十年を記念するため発行する一万円の記念貨幣であつて、その素材に金を含むもののうちその製造に要する費用が一万円を超え、かつ、特殊な技術を用いて製造し表面に光沢を持たせたもの			
ロ　天皇陛下御在位三十年を記念するため発行する五百円の記念貨幣のうち特殊な技術を用いて製造し表面に光沢を持たせたもの			

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行する。

（皇太子徳仁親王の婚姻を記念するための五万円の貨幣の形式等に関する政令の一部改正）

2　皇太子徳仁親王の婚姻を記念するための五万円の貨幣の形式等に関する政令（平成五年政令第百六十三号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第四十二号」を「第四十三号」に改める。

財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣　安倍　晋三